

鹿児島県立図書館資料収集基本方針

平成16年4月1日制定

鹿児島県立図書館は、本県の中心的図書館として、資料保存の機能を重視するとともに、県民の調査研究、読書普及、教養の向上等に資する資料を次の方針により収集するものとする。

I 収集の範囲

- 1 鹿児島県立図書館は住民の基本的人権の一つである「知る自由」を社会的に保障する機関として県民に必要な資料を幅広く収集する。
- 2 時代に即した資料及び地域社会の情報を反映させ、組織的、系統的に収集する。
- 3 県民の「教養、調査研究・レクリエーション等に資する」ための幅広い知的 requirementに応えるため、乳幼児から大人までを対象とするあらゆる分野・主題にわたる資料を収集する。
- 4 市町村立図書館が貸出を中心とした第一線図書館として、住民のニーズの高い資料を中心に収集していることから、県立図書館は市町村立図書館が提供できない資料を重点的に収集する。
- 5 図書、逐次刊行物、電子資料などの形態や媒体を問わず収集する。

II 収集の基本方針

資料収集の基本方針は次のとおりとし、各々の資料の詳細な収集基準等は「鹿児島県立図書館資料収集基本方針細則」に定める。

1 収集資料の種類

(1) 一般図書等

ア 一般図書、参考図書

高校生以上を対象とした資料で、保存、調査研究、読書普及等のため、基本的な図書・参考図書等を収集する。

特に、学術的、社会的評価を受けた資料や後世に伝える必要がある資料、調査研究の支援や参考資料となる資料を重点的に収集する。

また、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に対応し、就職、転職、職業能力開発や日常の仕事のための資料や情報の収集・提供に努める。

イ 児童図書

乳幼児から中学生までの各発達段階に応じた広い分野にわたる図書を収集する。

また、読書・図書館活動等についての調査研究に必要な図書を選択する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞 県内で発行される新聞は網羅的に収集する。

イ 雑誌 各分野の主要な雑誌及び紀要類を収集する。

(3) 郷土資料（行政資料を含む）

郷土の文化遺産として永く後世に伝えていくために、積極的に収集する。

(4) 視聴覚資料（電子資料を含む）

県民の研究、教養、レクリエーションなどに役立てるための資料、あるいは文字資料を補完するものとして収集する。ただし、ビデオテープ、音楽CD等、かごしま県民大学中央センターにおいて収集する資料については厳選する。

(5) 高齢者・障害者サービス用資料

- ア 高齢者や軽度の視力障害者にも有効な大活字本を収集する。
- イ 障害者サービス用資料は、点字図書館等関係機関との連携を密にし、必要な資料を収集する。

(6) 地方奉仕用資料

資料が十分でない市町村立図書館等への貸出用資料として、また読書普及のため、一般教養書・娯楽及び実用書・児童図書・絵本・紙芝居等を収集する。

2 収集部数

原則として1部を収集する。
ただし、郷土資料は、必要に応じて複数部数収集する。
地方奉仕用資料については、別に定める。

3 収集の組織

収書委員会及び選択委員会

県立図書館の蔵書構成及び図書選択の適正を図るため、収書委員会及び選択委員会を設置する。

(1) 収書委員会

- ア 収書委員会は、一般閲覧室用資料、児童文化室用資料及び地方奉仕用資料の年度毎の重点的な収集方針を別に策定する。
- イ 資料購入費の予算配分については、一般閲覧室用資料、児童文化室用資料及び地方奉仕用資料の購入に必要な予算を上記アに基づき配分する。
- ウ 収書委員会の構成は、各課長及び係長をもって充てる。
- エ 収書委員会は隨時開催することとし、副館長が召集する。

(2) 選択委員会

選択委員会は、収書委員会の決定にしたがって、一般閲覧室用、児童文化室用及び地方奉仕用の資料の選択を行う。設置及び運用については、別に定める。

4 収集・提供の制限

(1) 県立図書館は、「図書館の自由に関する宣言」により、資料提供の自由の実践に当たり、次のいずれかに該当する場合は、資料提供を制限することがある。

なお、資料提供の制限は、極力限定して適用することとする。

- ア 人権又はプライバシーを侵害するもの
- イ わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- ウ 寄贈又は寄託資料のうち、寄贈者又は寄託者が公開を否とする非公開資料

(2) 収集・提供の制限を決定する場合には、十分な検討等を行い、館長の決裁を得て行使するものとする。

附則

この方針は、昭和61年4月制定の「鹿児島県立図書館図書選択要項」を改称、改訂したものである。

平成18年2月14日 一部改正

平成21年3月31日 一部改正（平成21年4月1日施行）

平成22年3月31日 一部改正（平成22年4月1日施行）

平成27年3月31日 一部改正（平成27年4月1日施行）